



三重県公報

令和6年11月22日 (金)

第 569 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
788	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
789	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	3
790	同件	(同)	4
791	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
792	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
公 告			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	5
	同件	(同)	6
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広 聴 広 報 課)	7

告 示

三重県告示第 788 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊賀はみんぐたうん

伊賀市小田町 251 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社フォルテグループ	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 14 番 4 号	川畑 知史
未定	—	—

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 7 月 1 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,101 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	64 台	縦覧による
合 計	64 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	36 台	縦覧による
合 計	36 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	38.16 m ²	縦覧による
合 計	38.16 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	6.93 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	10.80 m ³	縦覧による

合計	17.73 m ³
----	----------------------

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社フォルテグループ	午前 10 時	午後 7 時
未定	午前 9 時	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 6 年 10 月 31 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 22 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 789 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中区東区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
ホーリーポット株式会社	多気郡大台町栃原 1455 番地の 2	林 佳宏
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

- 3 変更年月日
令和 6 年 10 月 1 日
- 4 変更理由
地位承継のため
- 5 届出の日
令和 6 年 10 月 29 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 11 月 22 日から令和 7 年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 790 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ鈴鹿
鈴鹿市庄野共進二丁目 3361-5
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社万歳家具	愛知県一宮市木曾川町門間字角田 35 番地	川島 勉
株式会社第一楽器	四日市市安島二丁目 3 番 32 号	服部 勝彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
未定	—	—
株式会社万歳家具	愛知県一宮市木曾川町門間字角田 35 番地	川島 勉
株式会社第一楽器	四日市市安島二丁目 3 番 32 号	服部 勝彦

- 3 変更年月日

- 令和6年1月28日
- 4 変更理由
小売業者の退店のため
 - 5 届出の日
令和6年10月29日
 - 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年11月22日から令和7年3月24日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 令和6年11月22日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上浜高茶屋久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市桜橋3丁目73番地先から 津市島崎町151番3地先まで	新	0.5～17.6	503.3

三重県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 令和6年11月22日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477号	三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷8503番12地先から 三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷8503番13地先まで	令和6年11月22日
県道 桑名川越線	三重郡朝日町大字繩生字橋元員弁川右岸堤防敷地内から 三重郡朝日町大字繩生字橋元1803番5地先まで	令和6年11月29日 10:00
県道 度会大宮線	度会郡度会町川上字河内沖817番地先から 度会郡度会町川上字河内沖815番地先まで	令和6年11月22日
県道 度会大宮線	度会郡度会町川上字東宮俣620番地先内	令和6年11月22日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字片ビタ1343番4地先から 鳥羽市松尾町字片ビタ1356番1地先まで	令和6年11月22日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町鶴殿字六反田783番1地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山738番6地先まで	令和6年12月7日 15:00
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山735番4地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字幸田991番18地先まで	令和6年12月7日 15:00

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
本多 民子	津市	玉井 幸次	津市	津市新家町長持古里 2115
飯田 富子	津市	多気 義政	津市	津市木造町前ヶ鼻 1069 ほか 1 筆
加藤 慶彦	津市	大西 良嗣	津市	津市牧町前田 618 ほか 1 筆
松井 恵美子	伊勢市	中谷 秀也	津市	津市白山町川口算所 7575 ほか 1 筆
中谷 好幸	東京都日野市	中谷 秀也	津市	津市白山町川口算所 7590 ほか 2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 11 月 22 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
伊藤 龍二	鈴鹿市	鈴鹿市秋永町字五反田 805 ほか 17 筆
石田 陽平	鈴鹿市	鈴鹿市秋永町字横綱 592-1 ほか 3 筆
石山 順英	鈴鹿市	鈴鹿市秋永町字横綱 596
株式会社 陽光園	松阪市	津市木造町狭間 2125-1 ほか 2 筆
株式会社 山岸ファーム	津市	津市白山町古市中切 1344 ほか 77 筆
株式会社 ナガサク	松阪市	松阪市下村町 2431 ほか 3 筆
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町	南牟婁郡紀宝町大里津本前 3715

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 11 月 22 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 6 年 11 月 18 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

鈴鹿市野町及び同市稲生町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和6年11月22日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年 11月12日	いなべ市員弁町東一色字大谷 1518-2 ほか1筆	員弁郡東員町大字鳥取 452-1 アン&アンディ ーB203号 近藤 颯太 員弁郡東員町大字鳥取 452-1 アン&アンディ ーB203号 近藤 梨花

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年11月22日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに
附帯業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月18日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年12月17日(火)17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類(「印刷機械設備保有状況証明書」)
- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図(様式任意)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 青木・安藤
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部広聴広報課企画・広報班 担当 市川
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和7年1月9日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年12月24日(火)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年12月24日(火)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年1月9日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年1月9日(木)14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 令和7年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」

の印刷並びに附帯業務委託(単価契約)

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年1月9日(木) 15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札者は、入札内訳書(添付要)の合計金額を入札書に記載するものとし、入札内訳書に記載する単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

なお、本契約は単価契約であり、入札内訳書に記載された1部あたりの単価を契約金額として契約書に表示します。(免税事業者にあつては、入札内訳書に記載された1部あたりの単価の100分の110に相当する額(円未満小数点以下第2位までとし、第3位以下切り捨て)とします。)

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、入札価格に100分の110を乗じた額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、入札価格に100分の110を乗じた額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額)の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約

締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, January 9, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Thursday, January 9, 2025.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, January 9, 2025.
- (4) Managing Authority:
Public Relations Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture.
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2788

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
